

# 岡山県真庭市立湯原小学校 いじめ防止基本方針

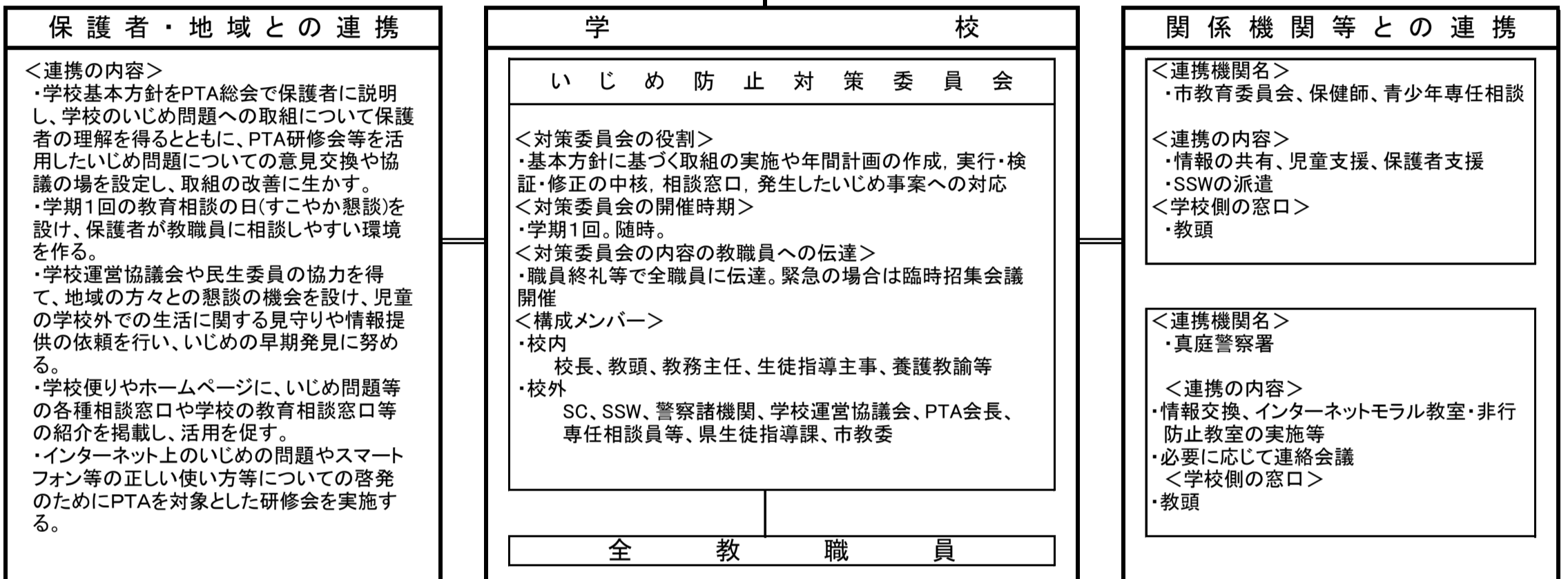
令和5年度

## いじめに関する現状と課題

・児童の訴えや保護者から連絡があったこと、不快な思いをした児童などの状況を把握し、共有し、対応することを心がけてきた。本校の事案をみたとし、学年をまたいでいたり、思いの行き違いがあったりということもあったので、全教職員が全児童を見守る体制が重要である。また併せて、学校だけではなく地域や保護者の協力を得ながら指導をすすめていくことが求められる。  
 ・全体的に児童のコミュニケーション能力がまだまだ十分ではないため、それがもとで起こるトラブル、遊びが高じたもの、自分の思いが通らなくて間違っただけに現れたものなど、いじめの事例に進む可能性は常にあると考えられる。児童の実態把握に努め、積極的認知を行い、よりよい関わりを学ぶことができるような集団づくりに学校全体で取り組んでいく必要がある。  
 ・生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を行っているが、児童はSNS等も利用しており、今後書き込みなどによるトラブルも懸念される。実態把握と未然防止の取組を怠らず、他分掌とも連携を深め学校全体で取り組んでいく必要がある。  
 ・アンケートや日々の観察によるいじめの早期発見やいじめにつながりそうなトラブルの発見、適切な対応のための教職員研修の充実も必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげて取組を推進するために、いじめ対策委員会を中心に、関係各機関とも連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応など、全職員がそれぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。  
 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会や自己決定の場を設けたりすることで、自尊感情や充実感を高められる学校づくりを進める。  
 ・いじめの早期発見のために学期1回のアンケートを実施し、学級経営や教育相談に生かし、得られた情報を職員間で共有できるようにする。  
 ・普段からの対話を大切に、アンケートをもとに、教育相談週間を設け、児童と向き合って話をする時間をとり、児童理解に努める。  
 ・人権参観日を設定し、保護者や地域と共にいじめを許さない姿勢や人との関わり方を考え、学ぶ時間を共有する。  
 <重点となる取組>  
 ・SNS等の利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力を向上させるための教職員研修を実施する。  
 ・「いじめについて考える週間」「なかよし週間」において、学校、児童会、学級での取組を工夫し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。  
 ・Q-Uを実施し、学級集団を分析し、全職員で児童の実態を共有することでその後の対応などを検討していく。



## 学校が実施する取組

①	<p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、いじめにかかわるものを夏季休業中などに実施する。特に児童のネット利用の状況と指導上の留意点について。</li> <li>・長期休業中に、Q-Uを活用した人間関係づくりや学級づくりについての研修を講師を招聘して行う。</li> </ul> <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよし人権週間において、児童主催の児童が自ら考え行動するいじめ防止についての意識を高める取組をすすめる。</li> </ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の授業や行事等で誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> <li>・子どもと向き合う時間を確保し、共に遊んだり対話をしたりしながら児童と職員の意思疎通を図る。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上でのいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を発達段階、実態に応じて行う。低学年では、特に素地となるコミュニケーション能力を高められるような学習を工夫する。</li> <li>・児童も職員も講師を招いて、演習を行う。</li> </ul>
②	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の実態把握のためのアンケートを学期1回程度実施し、それをもとに、児童との教育相談を行う。また、普段の生活から小さな変化をみることができるよう児童と向き合う時間を確保し、いじめの早期発見を図る。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任、養護教諭を中心に全ての教職員が児童からのサインを見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、児童がいじめや問題を訴えたり、相談したりしやすい環境を心がける。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の気になる変化や行為があった場合、その日のうちにケース会議等を持ち、教職員間で情報を共有し、対応する。</li> </ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子の見方や接し方について、通信・懇談・講演会や研修等を通じて啓発を行う。</li> </ul>
③	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童がいじめを受けているという情報があったり、いじめの可能性があったりする時は、ただちにいじめの事実確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。その後全職員で情報共有する。</li> </ul> <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であるということや、相手の心身に及ぼす影響などに気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を続ける。</li> </ul> <p>(いじめの終結・解決)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが解決したかどうかは、いじめられた当該児童の保護者と学校職員が懇談し、保護者の了解を得て「終結・解決」とする。</li> </ul>